

司法書士がお答えします



Answer 司法書士 宮城 匠 (司法書士法人 匠事務所)
那覇市楚辺1-5-17 プロフェスビル那覇4階 電話098-833-6461

法律で考えるお墓の相続

Question

Answer

1 祭祀の承継

神や祖先を祭ることを

「祭祀」と言いますが、お墓などの祭祀に必要な祭祀財産の相続は、相続人に法定相続分がないなど、通常の相続財産と異なります。

祭祀財産の承継者は民法897条で次のように定められています。

(1) 被相続人(亡くなった方)の指定がある場合は、指定された者

(2) 被相続人の指定がない場合は、慣習にしたがって祖先の祭祀を主宰する者

(3) 慣習が明らかでない場合には、家庭裁判所の審判で定められた者

この規定によると、被相続人の指定がある場合には、たとえ名字が違っていても、血縁関係がなくても引き継ぐことが可能です。お墓を長男が引き継ぐ昔からの風習が色濃く残る沖縄では、なかなか抵抗があると思いますが、長男以外の者を祭祀の承継者として指定することも可能なのです。指定の方法に特に決まりはありませんが、後日の紛争を予防するために、遺言書で指定

お墓の引き継ぎ方に関しては、地域や家系の伝統によりさまざまな習慣があります。必要に応じて親戚やユタに聞いてみる人が多いと思いますが、それぞれ意見が違って困った…という話をよく耳にします。あまり知られていませんが、実は民法の規定でお墓の引き継ぎ方が定められています。今回は、法律からお墓の引き継ぎ方について説明します。

する方法をお勧めします。

2 お墓の手続き

お墓には、①「所有権」

を有する場合と、②「霊園などの「墓地使用权」を有する場合の2通りの形態があります。

①所有権を有する場合

土地の登記名義が被相続人になっている場合は、通常の相続登記の手続きと同様に法務局へ名義変更の申請を行います。例えば、長男がお墓を引き継ぐことになった場合、戸籍事項証明書等と遺産分割協議書が必要になります。先ほど、相続財産と異なると記述しましたが、登記上の地目が「墓地」であったとしても、それが民法上の祭祀財産にあたるか否かは法務局では分からないので、一般的には、相続人全員の押印した遺産分割協議書で名義変更の申請を行います。

②「墓地使用权」を有する場合

「永代供養権」と言ったり、「永代使用权」とも言いますが、地方自治体や宗教法、公益法人が運営する霊園などの区画の使用权です。現行の登記制度上、この墓

地使用権は登記できません。しかし、運営する霊園が承継の手続きを定めている場合が少なくなく、その手続きを行います。

3 遺骨、仏壇の所有権

お墓の引き継ぎにも関係してきますが、遺骨や仏壇が誰に引き継がれるかも問題になることがあります。

遺骨や仏壇も祭祀財産の一種として、相続財産とならず、先に述べた民法897条の規定に基づいて、被相続人の指定する者が一義的に承継者となり、指定がない場合には慣習や家庭裁判所の審判に委ねることになります。

3 まとめ

法律の格言に「法は家庭に入らず」という言葉があります。家庭内のことは家庭のルールで決めるべきで、むやみに法が介入すべきではないという趣旨です。

私たちの住む沖縄は、お墓や仏壇を中心に家族関係を大切にする良い風習・伝統をもった島です。誰が引き継ごうとも、先祖を敬う心が何よりも大切だと思います。

